

「子どものためのほうりつ」意見交換会:団体の活動・取組み概要、立憲民主党への政策提言・要望等

広げよう！子どもの権利条約キャンペーン共同代表、認定 NPO 法人国際子ども権利センター(C-Rights)代表理事、  
文京学院大学教授 子どもの基本法研究会(日本財団)メンバー 甲斐田万智子

### 1. 認定 NPO 法人国際子ども権利センター(C-Rights シーライツ)の活動

- 1992年の設立以来、子どもの権利条約の普及、インドやカンボジアの子どもの児童労働、人身売買、子どもへの暴力問題を解決するための支援。子どもの権利ベースアプローチの採用し、子どもの参加の権利を重視し、子どもとおとなのエンパワーメント。
- 国内では、マイノリティ(外国ルーツ、LGBTQ、不登校の子ども)の声を聴くアドボカシー活動
- 児童虐待防止を目的とし、アンガーマネジメントに焦点をあて、脳科学に基づいた子育て講座と政策提言
- 年1回、子どもの権利条約フォーラムに参加。今年は川崎で開催。
- 子どもの権利ベースアプローチに関する研究・執筆活動、図書出版。

### 2. 広げよう！子どもの権利条約キャンペーンの活動

- 2019年に設立。政策提言、啓発、ネットワーク活動
- 子どもとともに政策提言文書を作成、2021年4月、6月に議員へ訴える院内集会を開催。

### 3. 立憲民主党への政策提言

- 1) 子ども基本法、および、子ども省を包括的な子どもの権利保障をする内容に

#### 子どもとともにつくる政策提言文書(政策提言チーム)6つの柱

[https://crc-campaignjapan.org/wpCRcCp/wp-content/uploads/2021/04/CRC\\_proposal\\_20210422.pdf](https://crc-campaignjapan.org/wpCRcCp/wp-content/uploads/2021/04/CRC_proposal_20210422.pdf)

- ① 子どもの権利条約を日本および世界の中で広める。
  - 子ども自身が権利と条約を知り、声を上げられるようにする。そのためには教員、親、子どもにかかわるすべての人が子どもの権利を教えられるようにする。
  - 小中学校におけるカリキュラムに子どもの権利を教えることを必修化する。
- ② 子どもを誰ひとりとして取り残さない。
  - 差別されたり、社会的に排除されている貧困家庭やマイノリティの子どもの声を特別に聴くようにする。
- ③ 子どもへの暴力をぜったいにゆるさない社会をつくる。
  - 暴力を受けている子どもが声を上げやすい社会にする。そのために子どもへの暴力を敏感に気づけるおとなや相談窓口を増やす。
- ④ 子どもの声を聴き、子どもとともに行動していく。
  - 子どもの声を聴くしくみをつくり、子どもとともに行動できるおとなを育成する。
- ⑤ 子どもの権利が守られているかどうかを確認するしくみをつくる。
  - 子どもの権利が守られているかを確認できる専門家が必要。
- ⑥ 法律や政策、条例などのつくり方を変える。

- ◆ この6つの柱を確実に実現するためには人材と予算が必要であり、そのための子ども基本法と管轄する専門の国の機関が必要。

## 2) 子どものための新たな省庁に関して5つの点を要望(共同声明)

[https://crc-campaignjapan.org/wpCRCCp/wp-content/uploads/2021/06/CRC\\_Joint-statement\\_20210615.pdf](https://crc-campaignjapan.org/wpCRCCp/wp-content/uploads/2021/06/CRC_Joint-statement_20210615.pdf)

- ① 子どもの権利条約等に掲げられた子どもの権利の実現を総合的・包括的に推進するための機関であることを明確にすること。

- 子ども最善の利益、子どもの意見の尊重の原則を反映
- 子ども基本法で、独立した子どもの権利擁護・監視機関の設置について定める
- すべての分野・すべての子どもに関する施策を対象とする。

- ② 子どもの最も身近なおとなである親・保護者が子どもの権利を十全に守っていけるようにするため、親・保護者のエンパワーメントの視点を基調とすること

- 特に親・保護者等による子どもへの指示や指導は子どもの権利行使を支援できるようにエンパワーする。
- 子どもが自分を責めたり、自己責任と感じたりしないように親の能力を高めるように国が税制、諸手当、十分な住居、労働時間などに介入する。

- ◆ 子どもの声「多くの子どもたちが、自分のせいで自分を含めた周りが辛い思いをしている。自分はダメな存在なんだ、と自己嫌悪に陥り、自信をなくしてしまっています。」

(4月22日開催の院内集会 高校3年生の発言)

- ③ 総合的・包括的調整を行うための十分な地位、権限および予算を保障するとともに、「子どもの権利影響評価」のような手続を導入すること。

- 例えば、子どもに対する暴力撤廃に向けて、縦割り行政を超えて、権限をもった省庁のもと、問題を総合的に捉え、子どもの権利の視点に立った取組みを行える体制が必要。

- ④ 国連・子どもの権利委員会への報告、勧告のフォローアップ等を任務のひとつに位置づけること。

- 子どもの権利条約の報告制度を活かすために、国連子どもの権利委員会に①定期的報告、②日本政府に出された勧告(総括所見)のフォローアップ③委員会が作成する条約を補完する一般的意見やガイドラインの普及
- 日本の子どもの権利状況と国際動向の両方に精通している専門家がフォローし、指摘された点を改善し、グローバル・スタンダードに近づける必要がある。

⑤ 子どもの意見表明と参加を積極的・制度的に推進していくこと。

- 子どもは自分に影響がおよぶすべての事柄に意見を表明する権利があるという権利(子どもの権利条約第12条意見表明権)を重視する。
- 子ども自身、親、教員、子どもに接する専門職、一般市民に参加の権利を広く知らせていくこと
- 意見を聴くだけでなく、その意見を真剣に受けとめ、正当に重視し、誠実に対応する。
- 子どもの意見表明と子ども参加の仕組みづくりを検討・推進する。
- 子どもに関する基本法、その他の法律を制定する過程、子ども庁のような機関がつけられる過程においても子どもの意見を聴いていく。

## 子どもに関する新たな省庁創設の議論にあたって



### 子どもに関する新たな省庁

- 0～18歳未満のすべての子どもを対象にすること
- 財源と人員の確保
- 総合的・包括的調整を行うための十分な権限の付与
- 当事者である子どもの意見を聴き、子どもに関わる立法や政策に適切に反映させる仕組みを持つ
- 子どもの権利(条約)の啓発の推進
- 子どもに関するデータの一元的な集約と影響評価
- 設置法において子どもの権利条約を基盤とすることを明記

### 独立した子どもの権利擁護・監視機関

- 0～18歳未満のすべての子どもを対象にした制度
- 独立した立場で調査し、子どもに関わる政策・立法について勧告する権限を持つ

### 子どもの権利(子どもに関する基本法)

国連子どもの権利条約を基盤とした総合的な法律の制定

4つの一般原則：差別の禁止、子どもの最善の利益、生命・生存・発達の権利、子どもの意見の尊重(意見表明・参加)

### 子どもたちの声

「私は特にこの「参加する権利」がいちばん最初に守られるべき軸なのではないかと思います。

なぜなら、この権利が守られなければ、いくら子ども自身が「守られる権利」や「恐怖にさらされずに生きる権利や育つ権利」があるということを知っていたとしても、「参加する権利」を知らなければ暴力やいじめなどを受けたときに抵抗することができないからです。」

(4月22日開催の院内集会での中学3年生の発言)

「1つ目は、子どもの権利条約が守られているかどうか監視・救済することを目的とした、国や学校などの権力から独立した公的機関をつくることです。国連からも何度も指摘されていることでもあります。いじめホットラインや虐待SOSなどだけでなく子どもの権利全般に対する機関が必要なのです。

2つ目の案は、学校やフリースクールなどの教育現場に、子どもの権利に詳しい第三者を置くということです。行きすぎた校則や子どもの意見が尊重されない状況を見直し、子どものための教育現場をつくる必要があるのではないのでしょうか。スクールカウンセラーだけでなく学校からの影響を受けない子どもの権利擁護を専門とする人たちを配属すべきだと思います。」

(4月22日開催の院内集会での高校3年生の発言)

## 参考資料 事例)ネパールの法律と子どもにやさしい地方行政の制度

(主な出典は、ガウリ・プラダーン「子どもにやさしいまちと子ども参加：ネパールの経験」『子どもの権利研究』、子どもの権利条約総合研究所、日本評論社)

2015年にネパールで制定された憲法は、子どものあらゆる基本的人権(参加の権利を含めて生存・保護・発達に関わる権利)が保障されている。

2018年には、改正子ども基本法(Laws Relating to Children)が制定され、憲法で制定された子どもの権利を法的に子どもたちが行使できるようになった。つまり、生きる権利、保護される権利、参加する権利、意見表明権、集会・結社の自由、教育の権利、健康の権利、名前と国籍の権利、家族と暮らす権利など子どもの権利条約がそのまま網羅されている内容となっている(出典 <https://www.lawcommission.gov.np/en/archives/20901>、<https://campaigns.savethechildren.net/blogs/dilli-guragai/nepals-childrens-act-2075-what-it-means-children-nepal>)

一方、2011年に、政府によって「子どもにやさしい地方行政」(Child Friendly Local Governance 2012: CFLG)が開始された。

「子どもにやさしい地方行政(CFLG)」とは、地方レベルで設けられている法令や機構を通じ、体系的かつ参加型のプロセスによって子どもの権利の概念を実現し、また地方政府の行動の主流にそれを位置づけていく過程を意味する(出典:Child Friendly Local Governance (CFLG) - Operational Guidelines, 2008)。

ネパールの町や村は、「子どもにやさしい地方行政(CFLG)運用ガイドライン」(2012年)にしたがい、「子どもにやさしいまち」と宣言される。ネパールのすべての村・自治体は、総予算の10%を直接子どもの利益となる形で支出しなければならない。VDC または地方公共団体に義務づけられる予算配分率は、子どもにやさしい村と宣言されれば15%となる。

ネパールでは、国内各地に少なくとも2万2千の子どもクラブが存在する。子ども参加は、計画策定、予算編成、実施、検討および評価の観点から、CFLGの主要な構成要素のひとつにも位置づけられている。

子どもクラブが、さまざまな村落開発委員会(Village Development Committee)や地方公共団体・郡レベルの計画策定、予算編成および実施のプロセスに積極的に参加している。CFLGは、地方レベルの計画策定・予算編成において子どもたちの声に耳を傾け、意味のある参加を確保するための仕組みをつくった。

子どもたちが暴力の経験を安全に共有できるようにするための環境づくりが必要であり、暴力(たとえば学校におけるいじめ)を防止し、これに対処していくための有効な解決策を見出すうえでも、子どもたちが重要な役割を果たせることが認められてきた。国によっては、児童虐待事案を審査する際に子ども参加が要件として考慮されるようにするための基準を策定したところもある(UK Department of Health, 1999)。

CFLGの主な機能は、計画、実施およびモニタリングを含む制度・体制・政策に、子どもたちの積極的参加を得ながら、子どもの権利に関わる問題を再統合させていくところにある。CFLG計画を実施するための体制として、国、県、郡、市、村およびコミュニティの各レベルに「子どもにやさしい行政委員会」が設けられている。地方公共団体でCFLG計画を実施するために「子どもにやさしい地方公共団体委員会」(CFLMC)が設置され、以下の役割を担っている。戦略・政策の策定を担当すること、CFLG推進担当者を指定、CFLGの計画およびプログラムの実施を主導、CFLG推進のために必要な予算を配分、長期戦略を策定し、それを年間計画および定期的計画に編入していくこと、CFLGプログラムの実施状況を評価、子どもクラブおよび子どもグループに協力、CFLGの定期的評価、利用可能なあらゆるサービスを子どもにやさしいものにしていくこと。(出典:The Ministry of Federal Affairs & Local Development (MoFALD))。